

条例案等修正概要（法制執務上の技術的修正及び字句の修正を除く）

平成 29 年 5 月 30 日

条項	条例名称	平成 29 年 5 月各課等確認時点からの修正概要
第 1 条	公民館条例	①部屋の名称を公民館内で統一 ・大会議室（又はホール）→多目的ホール ・会議室→集会室 ・調理実習室→調理室
第 11 条	中野健康センター条例	①使用料の「免除」→「減免」に修正 （50%減額を規定できるようにする）
第 12 条	ほうらい会館条例	①使用料の「免除」→「減免」に修正 （50%減額を規定できるようにする）
第 13 条	里山ふれあいセンター条例	①使用料の「免除」→「減免」に修正 （50%減額を規定できるようにする）
第 14 条	都市公園条例	①おおね公園温水プールにおける子ども（小・中学生）と 70 歳以上の取扱い ・「規則による期間限定の使用料免除」→「条例による期間限定の使用料無料化」に修正 ・規則で無料化する期間を規定する

資料番号	資料名称	平成 29 年 5 月各課等確認時点からの修正概要
資料 1	条例案の概要	①議案の説明用として資料追加 （記者会見及び常任委員会での説明に使用予定）
資料 2 （旧資料 1）	使用料改定案の一覧	①公民館条例の修正による部屋の名称の修正
資料 3 （旧資料 2）	規則案の概要	①都市公園条例の修正により「おおね公園温水プールを無料化する期間」の規定について追加記載